

令和5年5月10日

保護者様

佐世保市立福石中学校

校長 堀川 優彦

5類感染症への移行後の新型コロナウイルス感染症対策について

新緑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症は5月8日付で、医療に関する法律上の5類感染症に移行しました。これに伴い、学校においても、文部科学省の改定省令、通知を踏まえ、今後の新型コロナウイルス感染症対策について、次の通り対応します。

今後とも学校では、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を進めて参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 生徒本人の感染が確認された場合は、学校へご連絡ください。医師の指導による療養期間は停止となります。
- 2 感染による出席停止後、登校するにあたっては、陰性証明を提出する必要はありません。
- 3 濃厚接触者としての特定は行われなことになる、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない生徒については、直ちに出席停止の対象となりません。
- 4 登校時に健康カードを提出するような取組は行いませんが、今後とも必要に応じて家庭と連携し、生徒の健康状態を把握していきます。
- 5 学校の教育活動において、マスクの着用は求めず、個人の判断とします。
- 6 給食時の黙食は必要ないとします。
- 7 屋内の活動においては、継続して換気に努めます。
- 8 生徒本人またはご家族に基礎疾患があるなど、出席を避けたいご事情が発生した場合は、学校に相談してください。